

JGAP総合規則の主要改定ポイント一覧【2014】→【2016】

説明No.	事由	章番号	改定ポイント	改定概要	変更意図、説明等
1	変更	目次	章名称	従来の8章は「JGAP審査・認証の流れ」であったが、今回の8章は「JGAP審査・認証の流れと認証後の管理」として、従来7.7にあったJGAP認証の後の管理を8章に移動させて見やすくした。同様に従来7.1(2)にあった団体の場合の農場のサンプリング等の審査計画に関する記載も8.2審査の計画とサンプリングとして8章に移動させて見やすくした。	見やすさを改善するため変更した。
2	変更	目次	章名称	従来10章は「JGAPマークの使用」であったが、今回10章は「 <u>JGAPの認証に関する表示</u> 」とした。	JGAPマーク以外についても記載されているため。
3	変更	目次	章構成	従来の11章を2つに分けて、11章は審査員のみとし、12章で内部監査員と指導員について記述した。	見やすさを改善するため変更した。
4	追加	目次	章構成	15章に「JGAPと他のGAPとの差分に関する文書を利用したJGAP認証」を追加した。これにより、従来の14章「JGAPと他のGAPとの同等性認証」は16章に、従来の15章「苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの改善」は17章に番号を繰り下げた。	新機能の追加 → 後述(説明No.59)
5	追加	目次	別表追加	巻末に別表: Advance審査員経歴基準を追加	GFSI要求による追加 → 後述(説明No.49)
6	追加	はじめに	JGAP理念	理念に“人権”を追加。また、日本のみならず東アジア、東南アジアの農場で利用できるように開発したことを追加した。	人権の尊重は食品安全や労働安全の基礎となる重要な取組みであるため追加した。海外はもとより、国内でも外国人労働者や法人経営が増加する中において人権(福祉・労務管理を含む)は重要と判断した。
7	追加	はじめに	JGAP理念	JGAPとは日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であることを追加。	日本の湿潤な生産環境や家族労働を中心とした経営形態等はアジアの他の国々と似通っている点が多い。また、日本は先進国であり法令が一定レベルで整備されている。したがって日本の生産環境をベースとしてJGAPを開発しそれを他の国が利用できるような形が望ましいと判断した。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
8	追加	1.適用範囲	(2)JGAP審査・認証のタイプ	<p>・JGAPには以下の3種類の審査・認証があることを明確化</p> <p>1) <u>JGAP審査・認証</u> 日本国内での取引において必要十分なレベルの認証 (旧版であり、初回審査・更新審査での受付は2017年8月末で終了)</p> <p>2) <u>JGAP Basic審査・認証</u> (国内及び東アジア・東南アジアでの取引において必要十分なレベルの認証)</p> <p>3) <u>JGAP Advance審査・認証</u> (JGAP Basicに追加要求を必要とする取引先に対応するための認証) ・またそれぞれの審査・認証に適用されるJGAP基準文書を明確にした。</p>	<p>今回開発されたJGAP2016はBasicとAdvanceの2タイプがある。Basic認証は従来のJGAP認証の後継型ではあるが、JGAP2016での追加要求もあるため従来のJGAP認証とは区別した認証とする。なお、従来のJGAP2010/2012による初回審査・更新審査の受付は2017年8月末で終了する。</p>
9	追加	1.適用範囲	(3)JGAP審査・認証のタイプ間の相互認証	<p>JGAP Advance認証は、JGAP Basic認証及びJGAP認証を包含している。従って、JGAP Advance認証の認証農場・団体がJGAP Basic認証やJGAP認証を必要とした場合には、特に審査を実施することなく申請による事務手続きで認証を取得することが可能である。</p>	<p>JGAP AdvanceとJGAP Basicは並行して同時開発されており、BasicにAdvance専用項目を追加すればAdvanceとなる構造となっている。JGAP Advance認証の農場・団体が取引先でJGAP Basic認証も欲しいと要求された場合等に効率的に対応できる。</p>
10	追加	2.引用文書	右記を追加 →	<p>(1) ISO/IEC 17067:2013 (Conformity assessment—Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes) (邦訳: 製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針)</p> <p>(4) ISO 19011:2011 (Guidelines for auditing management systems) (邦訳: マネジメントシステム監査のための指針)</p> <p>(5) IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling Issue 1, version3 (IAF MD1:2007) (邦訳: サンプルングに基づく複数サイトの認証のためのIAF文書)</p>	<p>(1)はスキームオーナーである日本GAP協会がJGAPを開発する上での基礎文書 (4)は審査・認証全体の在り方や審査員の力量についての基礎文書 (5)は団体審査の場合の農場のサンプリング数が平方根でよいという基礎文書</p>
11	追加	3.用語の定義と説明	(1)GAP	<p>国連食糧農業機関(FAO)の定義を追加した。</p>	<p>国際的な共通認識として必要と判断した。</p>
12	追加	3.用語の定義と説明	(2)JGAP	<p>農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の5つ視点からなることを整理。今回、人権・福祉を追加した。</p>	<p>従来の「適切な販売管理と農場運営」は「農場運営」に短縮した。適切な販売管理は農場運営の一部であり意図することは同じであるため。</p>
13	追加	3.用語の定義と説明	(3)スキーム	<p>特定の規則及び手順に関する開発、研修・教育、運用、審査・認証、認定等の一連の仕組みや制度のことをいう。日本GAP協会はJGAPのスキームに最終的に責任を有するスキームオーナーである。</p>	<p>スキームという言葉は基準の開発・運用に重要な言葉であるため用語の定義に加えた。</p>
14	明確化	3.用語の定義と説明	(6)農場	<p>一元的な管理の定義を明確にした。これまでは、一人の管理者に圃場・施設の作業記録は集約・確認できる管理体制と説明してきたが、これに指示命令系統が統一された管理下にあることを追加した。また、一元的でない場合には、自己点検、内部監査、外部審査はそれぞれの管理体制を確認できるように実施する必要があるとした。</p>	<p>農場の責任者が日常の作業指示から作業結果までを統括できているかという意図であることを明確にした。また、一元的でない場合には、審査時間も増加するということを7.1(3)に示した。</p>

説明No.	事由	章番号	改定ポイント	改定概要	変更意図、説明等
15	追加	3.用語の定義と説明	(7)団体	団体の定める方針・目的の下に複数の農場が集まり、団体事務局を有する組織をいう。	単に複数の農場が集まりJGAP認証を取ることを目的とした集団ではなく、団体としての目的を明確にして団体運営を強化するために用語を定義した。
16	修正	3.用語の定義と説明	(8)団体事務局	団体事務局を担う組織は原則として法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団(正式な法人格がない組織)であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。	権利能力なき社団についての記載は、従来は“団体”の定義にあったが団体事務局に移動した。
17	言葉の追加	3.用語の定義と説明	(9)認証農場	審査を受け、JGAP認証を取得した農場のこと。団体に所属する農場も認証農場であるが、JGAP認証は団体を通じて与えられていることを認識する必要がある。(17)認証農産物 参照)	文中で使用しやすいように新たに言葉を定義した。また、団体に所属する農場が、団体事務局を通さない農産物をJGAPとして販売してはいけないことを示唆する意図がある。従来の7.5JGAP認証農場で生産された農産物の注記1はこれにより解釈できるため削除した。
18	修正	3.用語の定義と説明	(11)農産物	従来は“飼料”も農産物に含めていたが、正しくは“飼料の原料”であり修正した。	例えば、WCS(ホール・クロップ・サイレージ)は飼料であり、その原料である飼料米等が農産物である。
19	言葉の追加	3.用語の定義と説明	(17)認証農産物	従来の7.5「JGAP認証農場で生産された農産物」を「認証農産物」とした。定義自体は変更ない。	認証農場で生産しているが認証対象となっていない農産物と認証農産物の区別が分かりにくかったため定義した。
20	言葉の追加	3.用語の定義と説明	(18)生産工程	作物の栽培工程、収穫工程及び農産物取扱い工程の一連の作業活動をいう。	認証する工程のカテゴリーを明確化した。
21	言葉の追加 明確化	3.用語の定義と説明	(20)収穫工程、(21)農産物取扱い工程	農産物取扱い工程は、農産物取扱い施設で農産物を受入れるところから適用されることを明確にした。また、従来農産物取扱い工程の定義は6.2(2)で規定していたが用語の定義に移動した。	収穫後に圃場で一次保管したり箱詰めしたり農産物取扱い施設へ運搬したりすることは“収穫工程”に含めると明確に定義した。
22	追加	3.用語の定義と説明	(22)圃場	圃場は下記の条件の下で圃場名等を別に付けて区別する必要がある。 a)農産物及び品目が異なる場合(輪作・裏作の場合を除く。また栽培段階で品目が定まらない場合を除く(茶等)) b)品種が異なる場合(出荷する商品で識別が必要な場合) c)農薬使用の記録を分けなければならない場合(1回の農薬散布が1日で終了せず農薬散布日が異なる、異なる農薬を散布する等) d)圃場の管理とリスクが同一と判断できない程離れた場所にある場合 e)その他、圃場の識別が同じであると、トレーサビリティをはじめ、農場管理にリスクが考えられる場合	圃場をどの単位で区分するかは様々な作業記録の信頼性に関係してくるためここで定義した。農場用 管理点と適合基準で直接圃場の区分について確認する管理点はないが、審査の中でこの要求を満足していないことが判明した場合には農場のルール違反となり、9.2.2農場のルール違反への対応の実施が不適合となる。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
23	追加	3.用語の定義と説明	(24)倉庫	農薬・肥料等の農業用資材、燃料、農機具等が保管されている建物等がある。	文中で使用しやすいように新たに言葉の定義を行った。
24	追加	3.用語の定義と説明	(27)並行生産	同一品目について、認証農産物とそうでない農産物を同じ農場で同時に生産することとした。	従来は6.1JGAP審査・認証の対象となる商品(2)に並行生産について記載されていたが、言葉の定義により明確化し、一元的な管理の下での並行生産の禁止を6.1(2)に示した。ただし、「JGAP標準品目名リスト」に特例がある場合には同一品目でも可能となる(例:かんきつ)。
25	追加	3.用語の定義と説明	(28)並行取扱い	農場・団体が同一品目について、認証農産物とそうでない農産物を同時に取扱うこととした。	従来は6.1JGAP審査・認証の対象となる商品(3)に並行所有について記載されていたが、言葉の定義により明確化し、一元的な管理の下であっても並行取扱いが可能であることを6.1(3)に示した。なお、預かり品もあることから「所有」ではなく「取扱い」とした。
26	追加	3.用語の定義と説明	(37)農場・団体のルール違反	農場・団体が「JGAP 農場用 管理点と適合基準」、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき定めたルール及び「総合規則」に違反していることとした。	違反対象に総合規則への違反も含むことを明記した。
27	追加	4.JGAPにおける機能分担	機能分担表	日本GAP協会がスキームオーナーとしてJGAPの総合的な監視と改善をする機能があることを追加した。	JGAPの最終的な信頼性確保はスキームオーナーの責任と権限であることを意図した。
28	追加	5.JGAPに関する文書の開発と文書管理	5.1(4)ガイドライン	どのようなガイドラインがどの管理点に関係あるかについては、日本GAP協会のホームページにおける「ガイドライン一覧表」で明確にしている。を追加。	ガイドラインは審査・認証の基準文書の一つであることは従来と変更ないが、審査で確認するにあたりどの管理点と関係しているのか不明であると審査自体が実施できないため一覧表を作成することとした。
29	明確化	5.JGAPに関する文書の開発と文書管理	5.3JGAP基準文書の発効、及び改定された場合の旧版の取扱い(1)	発効日とは、審査の受付開始日をさすとした。	従来は発効日は審査・認証の開始日としていたが、審査・認証の開始日とは何を指すのかが不明確であった。ISO17065では認証活動は7.2の申請受付の時点から開始としているためそれに合せた。
30	明確化	6.JGAP審査・認証の対象となる工程	(1)一般	適用範囲は品目ごとに栽培工程、収穫工程、農産物取扱い工程の組合せで特定するが、上流の工程を除外して適用範囲とすることはできない。とした。	この説明を従来は、3.用語の定義(5)農場の中で「選果場だけの審査・認証は実施しない」と説明していたが、適用する工程を明確にする方が分かりやすいため移動した。
31	追加	6.JGAP審査・認証の対象となる工程	(3)(3) 農産物ごとのJGAP審査・認証の対象となる生産工程の明確化	【生産工程カテゴリー】を新たに設けた。	適用する工程の表現方法を標準化し、申込みや認証の際に利用できるようにした。また、GFSI要求であるAdvance審査員の力量区分についてもこのカテゴリーを使用する。
32	追加	7.審査・認証の基本	7.1JGAPの審査・認証 (3) 審査時間	標準的な審査時間を示した。標準時間から逸脱する場合にはその理由を明確にする必要があるとした。	これまで審査時間に言及しているのは7.1(2)で団体の農場審査は一人あたり一日4農場以下とすることのみであった。今回標準時間を示すことでより適切な審査となることが期待できる。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
33	強化	7.審査・認証の基本	7.2 JGAP認証が求める基準への適合性	「適合基準に手段まで記載されている場合、その手段でなくとも十分にリスク管理が可能な場合には代替手段をもって適合とすることができる。その場合にも、その判断の正当性をリスク評価の結果等をもって証明できなければならない。」を追加した。	適合基準は良い農場管理を実践するためのあるべき状態を示しているが、分かりやすさのためにその業界の標準的な手段まで記載していることがある。しかしながら例えば新たな技術や手法によりあるべき状態が確保されるのであれば適合基準の手段を用いていなくてもよいということである。
34	強化	7.審査・認証の基本	7.3審査の条件とタイミング (2)維持審査	維持審査では、農産物取扱いの工程をはじめ、農場・団体にとって特に重要な生産工程であると審査・認証機関が判断する生産工程が、農場・団体に存在するタイミングで審査を実施することを原則とするとした。	これまででは、“期待されている”としていたため農場によっては初回・維持・更新のどの審査でも農産物取扱い工程の現場が確認できないということもあった。今回は製品認証の審査の信頼性として強化し“原則”とした。
35	追加	7.審査・認証の基本	7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項	認証書に記載すべき項目を追加した。(認証のタイプ、一元的でない場合の識別等)	審査認証に必要な事項を追加した。
36	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.1 審査申込・日程調整	審査申込書に記載すべき項目を追加した。(認証のタイプ、一元的でない場合の識別、農場の経営者と農場の責任者等)	審査認証に必要な事項を追加した。
37	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(1) 審査・認証機関は、 <u>本規則を満たす審査員を手配する</u> 。団体審査の場合には、審査チームリーダーを選定する。審査・認証機関は、審査員と農場・団体との間に <u>利害関係がないことを事前に確認する</u> 。	従来は8.1(5)で日本GAP協会に登録された審査員を選定となっていたが、今回はAdvanceとBasicとで審査員登録が異なる可能性があるため本規則を満たすとした。また利害関係の事前確認については以前から審査員の独立性として要求していたが、手続きの流れとして明記した。
38	明確化	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(4)に個別審査の場合、(5)に団体審査の場合として見やすくまとめた。	見やすさを改善した。
39	修正	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(4)(b)農場に圃場が複数ある場合、その農場の <u>管理状態を確認するために適切と考える圃場をサンプリングとした</u> 。	従来は8.2(3)で農場の管理状態を代表すると考える圃場をサンプリングとなっていたが、わかりやすい表現に修正した。
40	修正	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(4)(C)産物取扱い施設が複数あり、 <u>一元的な管理体制でない場合には、それぞれの管理体制ごとに審査する</u> 。	審査の信頼性をあげるために修正した。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
41	修正	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(4)(d)農産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる生産工程を外部委託しており、外部委託先がJGAP及び日本GAP協会が別途認める第三者認証を取得していない場合には、原則として審査員は外部委託先に出向いて審査を実施しなければならない。ただし、同じ生産工程を複数の外部委託先に委託している場合には、平方根以上(小数点切り上げ)の訪問場所を選定して審査することができる。	分かりにくかったため表現を修正した。
42	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.2 審査の計画とサンプリング	(4)(e)・・・複数の審査員が審査チームを組む場合、団体事務局の審査には全審査員が同席するのが望ましいが、同席できなかった審査員には農場審査に入る前に団体事務局の審査の状況を必ず伝達することとした。	団体事務局審査に農場審査を担当する審査員が加わらない場合、その審査員による農場審査が団体事務局審査結果を理解していないため不整合な審査になることを防止するため追加した。
43	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.8 審査・認証機関を変更する場合	(2)審査・認証機関の事情により変更する場合 を追加	審査・認証機関の都合によりJGAPの審査・認証ができなくなった場合の手順がなかったため追加した。
44	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.9 臨時審査	(1) 審査・認証機関は、自らが認証した認証農場・団体に対するJGAP認証に関する著しい信頼性欠落に係る苦情や情報をもとに、当該農場・団体に対して臨時の審査を実施することができる。臨時審査は、当該の農場・団体へ訪問して実施する。以下(2)(3)(4)と臨時審査の実施手順等が続く。	従来は9.3の認証の取り消しにおいて、「取り消しの判断は臨時審査を伴う場合がある」と規定されていただけであったが、臨時審査の実施自体を明確に位置付け、実施方法等を明確にした。審査料金については農場・団体が負担することも明記した。
45	追加	10.JGAPの認証に関する表示	10.2.1JGAP認証農場マーク	Advance認証農場マークを追加。従来のJGAP認証農場マークはBasic認証農場マークとして旧版のJGAP2010/2012の認証とJGAP Basic認証で使用できるようにした。	Advance認証はBasic認証とは異なることをAdvanceユーザーに明確に伝えるため追加した。
46	追加	10.JGAPの認証に関する表示	10.2.2JGAP農産物使用マーク	Advance農産物使用マークを追加。従来のJGAP農産物使用マークはBasic農産物使用マークとしてBasic認証農産物と旧版のJGAP2010/2012の認証農産物を使用した加工品で使用できるようにした。	Advance認証はBasic認証とは異なることをAdvanceユーザーに明確に伝えるため追加した。
47	緩和	10.JGAPの認証に関する表示	10.7JGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示	(1)(2)認証農場・団体は、自らの「認証農産物」を原材料として使用した商品の包装資材・梱包資材及び名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材でJGAPマークを使用しない形でJGAPの認証に関する表示をすることが可能であるが、その認証範囲について正しく伝えることに努める。(※注記1)、(※注記2)不正な表現が発覚した場合は、日本GAP協会はJGAP認証農場に対して、10.3に準じた措置を取ることがあるとした。	従来は10.7により認証農場・団体が自らの認証農産物を使用した加工品に文言でJGAP認証農産物を使用した加工品であることを表記することはできなかったが、文言による表記を可能とした。6次化で農場・団体が加工品を販売するケースも増加してきており、JGAP活用の一翼として不正がないことを条件に使用可能とした。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
48	追加	11.JGAP審査員	11.1 JGAP審査・認証のタイプによる審査員の区分	<p>(1) <u>Basic審査員</u> JGAP審査、JGAP Basic審査を担当できる。</p> <p>(2) <u>Advance審査員</u> JGAP審査、JGAP Basic審査、JGAP Advance審査を担当できる。</p> <p>※以下、11.2をBasic審査員、11.3をAdvance審査員の登録要件、継続要件として整理している。Basic審査員については従来と同じ。</p>	Advanceを審査するためにはGFSIによる諸条件が追加されているためBasicの審査員と別にした。
49	追加	11.JGAP審査員	11.3 Advance審査員	<p>11.3.1 Advance審査員の種類 Advance審査ができるAdvance審査員には下記の種類がある。ただし、農場の審査は登録した生産工程カテゴリ(6.2(3)参照)に限る。</p> <p>11.3.2 Advance審査員補の登録要件 審査員補は、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、「生産工程カテゴリ」ごとに日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) <u>「JGAP審査員経歴基準」(巻末別表1)への適合</u> (2) 日本GAP協会承認 JGAP指導員基礎研修 合格 (3) 日本GAP協会承認 JGAP審査員研修 合格</p>	GFSI要求項目のため追加した。
50	追加	11.JGAP審査員	11.3 Advance審査員	<p>11.3.3 Advance審査員の登録要件 審査員は、審査員補の登録要件に加え、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) 日本GAP協会承認 JGAP内部監査員研修またはJGAP団体認証講座 合格 (2) <u>CODEX委員会の原則に基づいた一般衛生管理とHACCPの教育・訓練コース(最低2日間)合格</u> (3) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別審査または団体審査における農場の審査5件以上の実施記録</p>	GFSI要求項目のため追加した。
51	追加	11.JGAP審査員	11.3 Advance審査員	<p>11.3.4 Advance上級審査員の登録要件 上級審査員は、審査員の登録要件に加え、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) IRCA/JRCA/RABの承認または日本GAP協会の認める品質又は<u>食品安全マネジメントシステム審査員研修コース(40時間以上)合格</u> (2) 農場の審査15件以上、及び上級審査員または日本GAP協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いにより相応の力量が確認された団体事務局の審査2件以上の実施記録</p>	GFSI要求項目のため変更した。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
52	追加	11.JGAP審査員	11.3 Advance審査員	<p>11.3.5 Advance上級審査員、Advance審査員の登録の継続 上級審査員、審査員の登録を継続するためには、年に1回、下記が確認できる登録継続の申請書を日本GAP協会に提出する。</p> <p>(1) 審査・認証機関が開催するJGAP審査員向け研修への参加 年1回以上 (2) 農場の審査 年5件以上(団体審査において同じ団体の農場審査を複数件行っても1件と数える)。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査2件以上 (3) 日本GAP協会が指定する研修の受講</p>	GFSI要求項目のため変更した。
53	追加	11.JGAP審査員	11.3 Advance審査員	<p>11.3.7 Advance上級審査員、Advance審査員、Advance審査員補の「生産工程カテゴリー」の審査範囲拡大</p> <p>(1)上級審査員、審査員が新たに「生産工程カテゴリー」の審査範囲を拡大するためには、「JGAP対応 審査員経歴基準」(巻末別表1)への適合を前提に、審査・認証機関内の教育・訓練プログラムを受け、指導者(当該カテゴリー登録済みでかつ被教育者と同等以上の審査員資格所有)による立会審査を最低1回は受けて良好な評価を受けたことを証明できる記録を日本GAP協会に提出する。</p> <p>(2) 審査員補が新たに「生産工程カテゴリー」の審査範囲を拡大するためには、「JGAP対応 審査員経歴基準」(巻末別表1)を満たしていることを審査・認証機関が確認し、確認した記録を日本GAP協会に提出する。</p>	GFSI要求項目のため追加した。
54	追加	12.JGAP内部監査員及びJGAP指導員	12.1.2 JGAP内部監査員の要件	<p>(1)……上記a～fの要件を満たしていることを証明する方法として下記を推奨する。</p> <p>a,b,c,d: 日本GAP協会承認 JGAP指導員基礎研修 合格、及びJGAP指導員の資格維持 e,f : 日本GAP協会承認 JGAP内部監査員研修 合格</p> <p><u>正式に要件を満たしていることを日本GAP協会が承認(14.2参照)している研修は上記の研修のみであるため、上記以外の研修等がa～fの要件を満たしているかどうかについては、団体事務局の審査の中で審査員が研修内容等の詳細(カリキュラム、時間、講師、テキスト等)を確認する必要がある。</u></p>	日本GAP協会承認でない研修について信頼性を確保するため追加した。
55	追加	12.JGAP内部監査員及びJGAP指導員	12.2 JGAP指導員	<p>12.2.1 JGAP指導員の種類</p> <p>(1) JGAP 指導員とは、農場が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う知識のある者である。</p> <p>(2) JGAP 上級指導員とは、農場及び団体が「適切で効率的な農場管理と団体統治」を実現し、JGAP認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務及び団体統治業務の助言・支援を行う知識のある者である。</p>	従来は指導員は知識がある者で、上級指導員は能力のある者としていたが、明確化するため上級指導員は団体統治に関しても知識がある者とした。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
56	追加	12.JGAP内部監査員及びJGAP指導員	12.2 JGAP指導員	12.2.2 JGAP指導員の登録要件及び12.2.3JGAP指導員の登録の継続を追記して「JGAP指導員規約」の概要を記載した。内容はこれまでの規約と変更はない。	指導員の概要がわかるようにした。
57	一部削除	13.認定機関及び審査・認証機関	13.1 認定機関の要件と認定業務	(1) 日本GAP協会は、IAF会員かつMLA署名の機関を認定機関として指名し、認定業務に関する契約を締結する。	従来は12.1(1)で日本GAP協会が認定した機関でもよいとしていたが、認定は全てIAF会員かつMLA署名の機関とした。
58	追加	13.認定機関及び審査・認証機関	13.3.1 審査・認証機関の権利	・・・審査・認証機関は、JGAP認証に追加要求を課した他の審査・認証を行うことができる。その場合、JGAP認証を発行した上で実施し、他の認証がJGAPを活用していることがわかるようにする。また、JGAPの有効期限や審査のタイミングが他の認証の影響で問題がないように配慮する。	例えば、第2者監査にJGAPを活用したいバイヤーがJGAP認証に独自要求を追加して点検できるようにした。
59	追加	15.JGAPと他のGAPとの差分に関する文書を利用したJGAP認証	15.1一般 15.2条件	他のGAPの認証を有する農場・団体、または、他のGAPとJGAPの審査・認証を同時に行いたい農場・団体は、「JGAPと他のGAPとの差分に関する文書」(農場用、団体事務局用)を利用して、他のGAPとJGAPの重複する部分の審査を省略して効率的にJGAP審査・認証を行うことを可能とした。他のGAPとJGAPの重複する部分は、他のGAP基準を使用して審査し、JGAPにのみ要求がある部分を日本GAP協会が承認した「JGAPと他のGAPとの差分に関する文書」(農場用、団体事務局用)を使用して追加審査する。ただし、他のGAPの審査・認証機関とJGAPの審査・認証機関は同じであり、IAFの会員でかつMLAの署名のある認定機関に認定された審査・認証機関でなければならない。	例えば、GlobalG.A.P認証を取得している農場がJGAPも取得したい場合に、JGAPとGlobalG.A.Pの差分についてのみを審査すればJGAPも取得できるという仕組みを可能とする。
60	追加	17.苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し	17.4 利害関係者の意見集約・調査及びスキームの見直し	日本GAP協会は、認定機関、審査・認証機関、審査員、指導員、農場・団体に対して、JGAPの信頼性に関する調査を実施する。調査はアンケートや打ち合わせ訪問等を含むあらゆる手段で実施する。	従来は満足度調査としていたものを信頼性に関する調査とし、スキームオーナーとしての日本GAP協会が積極的にJGAPの関係者に対して調査を実施する。抜き打ち調査は8.9の臨時審査をカバーするものでもある。